

令和8年度 汚水処理普及方針検討業務

特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度 汚水処理普及方針検討業務」に適用するものとし、本書に記載されていない事項は浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書による。

2. 業務目的

本業務は、下水道計画区域の最適化（区域縮小）を図ることを目的とする。

現在、国土交通省では有識者等で構成する「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設置し議論が進められているところであり、本市においても将来の人口減少の動向や地域特性を考慮した下水道と浄化槽のベストミックスによる持続可能な汚水処理の実現を目指していく。

このような背景を踏まえ、下水道事業計画区域内の汚水処理施設（下水道）未整備地域にて将来の人口減少等を踏まえた下水道と合併処理浄化槽の経済性比較を行うこと、居住者に対し接続意向調査を行うことなどで、浜松市公共下水道事業を執行する浜松市公共下水道全体計画及び事業計画の見直しを行う際のエビデンス整理を行う。

3. 業務条件

- (1) 本業務は平成26年1月改定の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を基本とし、浜松市の汚水整備状況を踏まえて検討を行う。
- (2) 基礎調査における将来人口、計画汚水量原単位は「令和7年度 浜松市公共下水道事業全体計画・事業計画見直し及び都市計画事業計画図書作成業務」の成果図書（以下、R7年度業務成果図書）に準拠する。
- (3) 処理区域の設定（住民接続意向調査含む）では、合併処理浄化槽設置状況を考慮し検討を行う。更に周辺地形を確認しマンホールポンプの設置についても考慮した上で検討を行う。
- (4) 処理区域の設定（住民接続意向調査含む）及び整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定では、経済性比較等に加え下記事項を考慮し総合的な判断を行うものとする。

① 住民接続意向調査

- ・住民接続意向調査は、アンケート作成（印刷含む）、発送・受取作業（発送・返信用封筒作成、宛名印刷、封入封緘等）、調査結果取りまとめ等の調査全般を対象とする。ただし、郵便料金については委託者負担とするため、本業務の経費としないこととする。
- ・アンケート作成では委託者が作成する設問内容に基づき、受託者は調査票や依頼文等を作成するとともに必要に応じて適切な助言を行う。
- ・発送用封筒（長形3号、窓付き）は委託者が指示する内容を印刷したものを受託者が用意すること。
- ・発送先データは委託者において提供を行う。（CD-R又はDVD-Rにて提供、手渡し）受託者は発送先データに基づき宛名作成（差し込み印刷等）を行う。

- ・返信用封筒（長形 3 号、ワンタッチテープのり付き）は受託者が用意すること。返信は、料金受取人払郵便の扱い（郵便料金委託者負担）とし、受託者は委託者が指示する内容の印刷を行う。なお、返信用封筒の印刷見本作成を含むものとする。

② 住民基本台帳ベースの人口予測ツールでの分析結果（分析結果は委託者提供）

4. 提出書類

(1) 着手届

(2) 業務計画書

業務を施行しようとするときは、あらかじめ業務計画書を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。

(3) 業務予定表

(4) 業務責任者届

5. 業務の範囲と内容

本業務の対象範囲は以下のとおりとする。

- ・検討対象区域：別紙のとおり（別紙中、汚水処理 10 年プラン下水道整備区域及び今回除外区域）
※ただし、R7 年度末時点での既整備区域を除く
- ・検討対象区域内世帯数：約 5,000 世帯（居住人口約 12,000 人）

6. 業務の内容

業務内容は、以下のとおりとする。

作業項目		作業内容	
		区分	作業の範囲
1	基本作業の確認	基本事項及び要望事項、策定方針の確認	作業方針の確認、上位計画（都道府県構想）内容の確認、作業スケジュールの確認、将来フレーム及び整備・運営管理目標の設定、策定方針の確認
2	基礎調査 現地踏査	地理的、地形的特性の把握	地形の起伏、道路・橋梁、河川・水路整備状況、鉄道等
	2-2 資料収集・整理	汚水処理施設の整備の現況と関連計画の策定状況 人口、家屋数の現況と見通し 土地利用の現況と見通し	流域別下水道整備総合計画調査計画、下水道全体計画、下水道事業計画、生活排水処理基本計画、浄化槽整備計画、汚水処理施設の改築・更新や長寿命化に関する計画、前回の汚水処理施設整備構想及び都道府県構想の資料収集、汚水処理施設の計画区域、既整備区域、終末処理場の位置・処理方式・処理能力・処理人口・処理水量、既設終末処理場及び管きよの建設費・維持管理費、浄化槽等の設置状況等 人口は、R7年度業務成果図書を確認する。世帯数は、国勢調査、住民基本台帳等（学区・字界等単位の人口・世帯数が確認できるもの）、都道府県・市町村長期総合計画、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数将来推計」 学区・字界（人口等の推計単位）等、都市計画区域、DID地区、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、農業振興地域、主要な事業所（事業種別・規模等）、主要な観光地（宿泊・日帰り客数等）、主要な公共施設計画（建築用途・規模等）、主要な開発計画（開発の種別・時期・規模等）、都市計画マスタープラン、土地利用計画（市町村長期総合計画等）、地域防災計画（救急医療機関・避難所等）
	2-3 構想に用いるフレーム値等の予測	将来人口 将来家屋数 計画汚水量原単位	R7年度業務成果図書を参考とし、対象区域の将来人口を整理する 将来フレーム想定年次の将来家屋数又は世帯構成人員の予測 R7年度業務成果図書を確認する
	2-4 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査

作業項目		作業内容		
		区分	作業の範囲	
3	3-1 検討単位区域の設定 既整備区域等の把握・設定	既整備区域等の把握	下水道等の既整備区域、市街化区域、用途地域、DID地区等を基にした既整備区域等の把握	
		既整備区域等の設定	家屋間限界距離等の算定、既整備区域等の周辺家屋についての経済性を基にした取り込みの検討（最新の住宅地図等参照）	
	3-2 既整備区域等以外の検討単位区域の設定	既整備区域等以外の設定	家屋間限界距離等を算定し、地域の実情等を踏まえた既整備区域等以外の検討単位区域の設定（最新の住宅地図等参照）	
	3-3	まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「検討単位区域の設定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4	4-1 処理区域の設定（住民接統意向調査含む） 集合処理・個別処理の判定	検討単位区域ごとの将来人口等の設定	検討単位区域ごとの将来人口・将来家屋数の設定	
		既存施設の状況の把握	既存の汚水処理施設の状況把握（能力・稼働実績・将来の稼働見込み・老朽度合い・改築見込み等）	
		経済性を基にした集合処理・個別処理の判定	検討単位区域ごとに経済性に基づく判定表の作成、集合処理・個別処理の判定	
	4-2 住民接統意向調査	アンケート資料作成	住民接統意向調査に係るアンケート資料作成（調査票等）（印刷作業を含む）	
		アンケート発送・受取	対象世帯（約5,000世帯）への発送用・返信用封筒作成及び発送作業 発送用封筒は委託者提供の印刷原稿をもとに料金後納郵便として作成する。 返信用封筒は委託者提供の印刷原稿をもとに料金受取人払郵便として作成する。（返信用封筒印刷見本作成を含む）	
	アンケート調査結果の取りまとめ	回収したアンケートのデータ入力及び地区別集計・整理		
4-3 住民基本台帳ベースの人口予測ツールでの分析結果の確認		委託者が提供する住民基本台帳ベースの人口予測ツールでの分析結果の確認		
4-4 集合処理区域の設定	集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討	集合処理が有利と判定された区域に個別処理が有利と判定された区域を接続した場合の経済性比較 既整備区域等に個別処理が有利と判定された区域を接続する場合の経済性比較 （接続ルート沿い家屋の取り込み検討を含む）		
	集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討	集合処理同士の接続検討 既整備区域等と他の集合処理区域の接続検討 （接続ルート沿い家屋の取り込み検討を含む）		
4-5	まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「処理区域の設定（住民接統意向調査含む）」における方針の確定・確認と作業内容の照査	
5	図書作成及び報告書作成	業務報告書・概要書、図面類の作成 その他関係図書の作成 打合せ記録簿の作成	業務報告書、業務概要書、汚水処理整備区域設定図面等のとりまとめ	
6	計画協議	発注者との計画協議	中間協議：2回	

7. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 業務概要書 | A 3 判 2 部 |
| (1) 業務報告書 | A 4 判製本 2 部 |
| (2) 汚水処理整備区域設定図 | 白焼き 2 部 |
| (3) その他関係図書 | 一式 |
| (4) 打合せ記録簿 | 一式 |
| (5) 電子成果品 | CD-R 又は DVD-R 一式 |

本電子媒体成果品は「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子納品の運用の対象とはしないものとする。

8. 個人情報の取扱いについて

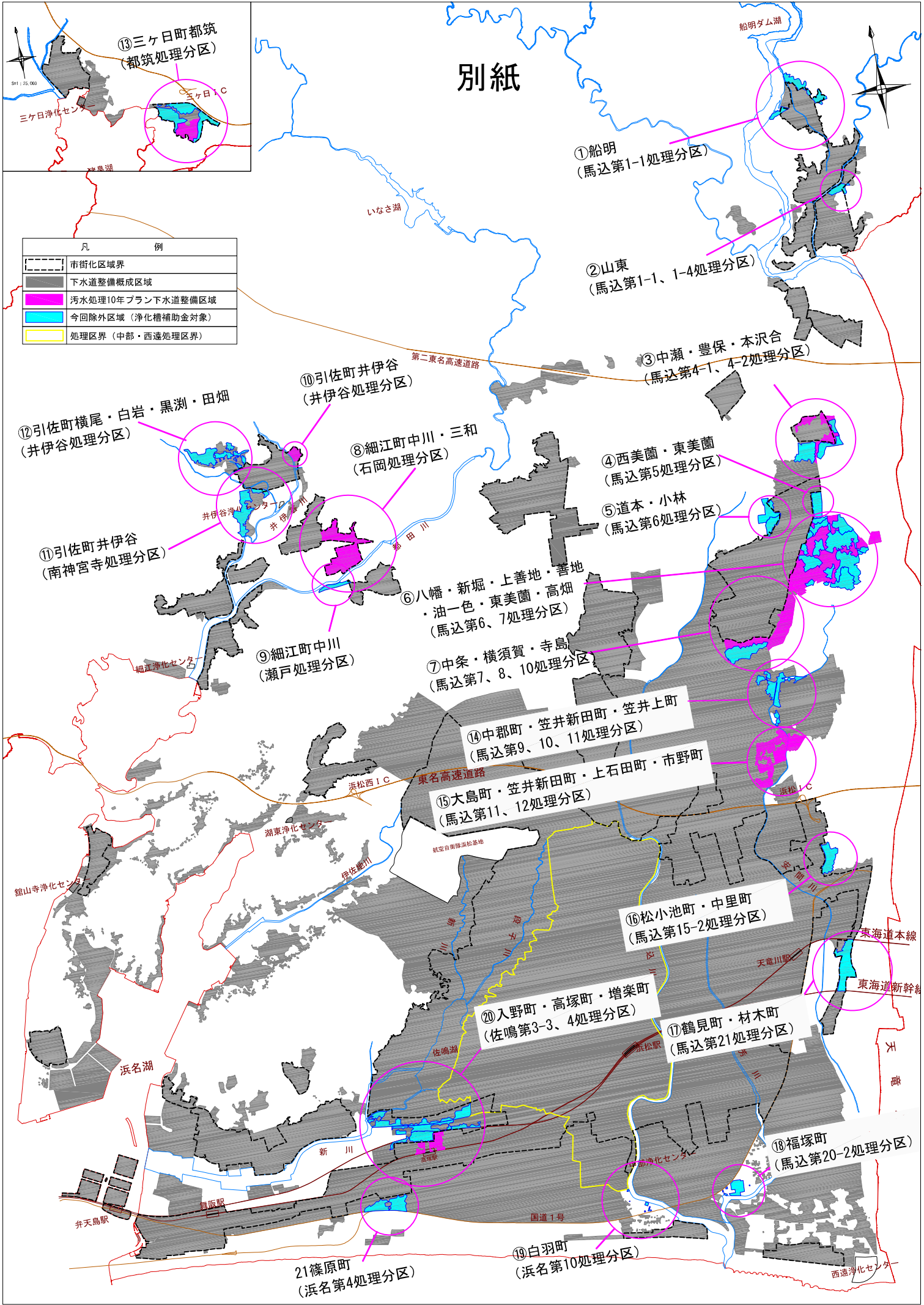
発送用宛名等は個人情報にあたるため、委託者の指示に従い適切に管理・記録すること。記録は業務完了報告書とともに委託者へ提出する。また、回収した調査票及び返信用封筒は、集計・分析後に委託者が指定する梱包方法で委託者へ返却すること。

9. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
3. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
4. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
5. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
6. 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
7. 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
8. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
9. 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
10. 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
11. 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
12. 高度処理施設設計マニュアル（案）（日本下水道協会）
13. 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
14. 新都市計画の手続（都市計画協会）
15. 下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）（国土交通省）
16. 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
17. 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
18. 浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（浜松市）

別紙



凡 例	
	市街化区域界
	下水道整備概成区域
	汚水処理10年プラン下水道整備区域
	今回除外区域 (浄化槽補助金対象)
	処理区界 (中部・西遠処理区界)

⑬三ヶ日町都筑
(都筑処理分区)

①船明
(馬込第1-1処理分区)

②山東
(馬込第1-1、1-4処理分区)

③中瀬・豊保・本沢合
(馬込第4-1、4-2処理分区)

⑩引佐町井伊谷
(井伊谷処理分区)

⑧細江町中川・三和
(石岡処理分区)

④西美園・東美園
(馬込第5処理分区)

⑫引佐町横尾・白岩・黒淵・田畑
(井伊谷処理分区)

⑪引佐町井伊谷
(南神宮寺処理分区)

⑤道本・小林
(馬込第6処理分区)

⑥八幡・新堀・上善地・善地
・油一色・東美園・高畑
(馬込第6、7処理分区)

⑨細江町中川
(瀬戸処理分区)

⑦中条・横須賀・寺島
(馬込第7、8、10処理分区)

⑭中郡町・笠井新田町・笠井上町
(馬込第9、10、11処理分区)

⑮大島町・笠井新田町・上石田町・市野町
(馬込第11、12処理分区)

⑯松小池町・中里町
(馬込第15-2処理分区)

⑳入野町・高塚町・増楽町
(佐鳴第3-3、4処理分区)

⑰鶴見町・材木町
(馬込第21処理分区)

⑱福塚町
(馬込第20-2処理分区)

21篠原町
(浜名第4処理分区)

⑲白羽町
(浜名第10処理分区)

西遠浄化センター

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の資格を証する書類（合格証、資格者証等）の写しまたは、実務経験を証明する経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。
- 4 本業務の実施にあたっては、浜松市上下水道部建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条3項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

共通仕様書第1103条に規定する「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者及び照査技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。